

信用補完制度の見直しについて

(中小企業政策審議会 基本政策部会小委員会取りまとめの要旨)

2005年6月20日

1. 検討の趣旨

信用補完制度(金融機関が中小企業に融資する際に、保証協会が保証を行う制度。)は、これまでも中小企業金融の円滑化のため、極めて重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、経営支援・再生支援の強化や担保・保証人に依存しない保証へのニーズの高まり、さらには、金融機関による貸出姿勢の変化等を受けて、制度創設以来の抜本的な見直しを行うこととした。

具体的には、中小企業政策審議会基本政策部会に、小委員会を設置し、昨年12月から審議を行ってきた。

5月20日に同部会において了承された案を、同23日から6月6日までの間にパブリックコメントに付した上で、本日、同部会及び同小委員会において取りまとめられた。

2. 取りまとめのポイント

(1) 利用者の視点に立った制度見直し、サービス強化

経営支援・再生支援に係る金融関連サービスの強化

- 信用補完制度においては、金融機関と保証協会とが連携して、中小企業に対してきめ細かい支援を行うことが重要であるが、保証協会においては、十分な取組が行われていない状況。このため、全国の保証協会に、経営支援・再生支援を専門とする組織を創設することなどにより、体制を整備すべき。
- 中小企業の再生支援を強化するため、原則として禁止されている再生ファンド等への保証付き債権の譲渡、求償権放棄、求償権先への新規保証について、中小企業再生支援協議会が策定した再建計画等の適切な基準を前提として、弾力的に行えるようにすべき。

保証制度の多様化・柔軟化のための見直し

- ノンバンク等が設立する信託会社が行う融資についても、保証の対象とし、中小企業金融の担い手の多様化を図るべき。
- 料率体系について、経営状況を一定程度考慮したものとするとともに、経営努力を勘案した割引制度を検討すべき。
- 不動産担保や保証人に依存しない保証（売掛債権、動産等を担保とした保証）についても、更に推進・検討すべき。

保証協会の事務の簡素化・効率化 等

(2) 金融機関との適切な責任共有による連携強化

- 原則100%保証の現行制度においては、金融機関は、リスクを負っていないため、中小企業に対して適切な経営支援等を行うインセンティブが働く仕組みになっていない。
- このため、負担金制度（金融機関が、保証利用額等に応じて一定額の負担金を保証協会に払う制度）や部分保証制度を広く導入することにより、保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、金融機関が、保証協会と連携して中小企業に対するきめ細かい支援を行う仕組みとすることが必要。
- 上記の制度の導入の対象となる保証制度や時期等についても、柔軟に検討することが適当。

(3) 信用補完制度の持続的な運営基盤の確立

- 保険制度等については、平成15年度の保険料率改訂や今回の見直しの効果を見た上で、具体的な対応を検討すべき。
- 保証協会は、業務の合理化等により健全な運営基盤を構築すべき。また、地方自治体も適切な財政支援を行うべき。
- 信用補完制度を活用している地方自治体の制度融資のうち、事故率が極めて高い制度等については、制度利用を見直すべき。

(4) 信用補完制度の運営規律の強化

- 各保証協会は「年度経営計画」を策定・公表し評価を受けるととも

に、経済産業省による指導・監督により、運営規律を強化すべき。